

高知家・多文化共生推進プラン
～ともいき社会を目指して～
(案)

はじめに

(知事あいさつ (調整中))

目 次

第1章 プラン策定の趣旨等.....	3
1 プラン策定の背景及び趣旨.....	3
2 プランの位置づけ.....	4
3 策定方法.....	4
4 プランの期間.....	4
第2章 本県を取り巻く現状と課題.....	5
1 人口減少の現状.....	5
2 雇用情勢と企業の人手不足感.....	5
4 外国人県民を取り巻く環境と実態等.....	13
第3章 基本理念と施策の方向性.....	15
1 基本理念.....	15
2 プラン達成のためのK P I（評価指標）.....	15
3 施策の基本的な考え方と具体的な取組.....	17
柱Ⅰ 外国人材の受入促進	17
柱Ⅱ コミュニケーション支援	19
柱Ⅲ 外国人県民の生活支援	21
柱Ⅳ 意識の醸成と地域活性化の推進	26
第4章 推進体制.....	28
1 行政の役割（県・市町村・学校）.....	28
2 公益財団法人 高知県国際交流協会.....	28
3 事業者の役割.....	29
4 県民の役割.....	29
5 国に求める役割.....	29
6 推進体制.....	29
資料編.....	31

第1章 プラン策定の趣旨等

1 プラン策定の背景及び趣旨

令和7年6月末時点における県内在留外国人は6,996人であり、過去最高人数となっています。在留資格別では、技能実習と特定技能の合計が半数以上を占めており、国籍別では最多のベトナムに加え、近年はインドネシア、ミャンマーが増加傾向にあります。

一方で人口減少・少子高齢化が進行する本県では、あらゆる産業分野で人手不足が深刻化しています。県ではこれまで、「高知県産業振興計画」に基づいた地産外商の推進や「高知県元気な未来創造戦略」により人口減少対策に取り組んできました。しかしながら若年層を中心に人口減少は依然として進行し、婚姻数や出生数の減少に歯止めがかからない状況が続いています。本県の人口減少は喫緊の課題であり、地域産業の持続的な発展を図るためにはその対策が重要です。

急激な生産年齢人口の減少に見舞われている県内では、既に主要産業である農業・漁業、製造業、卸売業や介護の現場で、その維持と発展に不可欠な働き手として、外国人労働者が活躍しています。外国人材の活躍は、経済を持続・発展させるとともに、地域の活性化を推進するうえで、非常に重要となっています。一方で令和9年度から施行される育成就労制度では、一定の要件を満たせば本人希望による転籍が可能となることから、相対的に賃金の高い大都市部に人材が集中することも懸念されます。また、将来的に特定技能2号の在留資格取得者が増えることになれば、家族を帯同する外国人の増加も予想されます。

これらのことから、外国人材の受け入れと本県への定着に向けた取組を両輪で進めることが重要であると考え、外国人材含む全ての外国人県民が「暮らしやすい」「働きやすい」「学びやすい」環境を整備するとともに、本県ならではの強みである、人のあたたかさを活かし、外国人から「選ばれる高知県」を目指して、多文化共生※を推進するプランを策定することとしました。

※多文化共生の定義

- ・文化の違いを尊重し、互いに理解し合う関係性の構築
- ・国籍に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域の実現
- ・誰もが地域社会の一員として活躍できる環境づくり

2 プランの位置づけ

本プランは、本県における多文化共生社会の実現に向けた方向性を示すものであり、個々の施策は、このプランに基づき進めていきます。

また、「高知県外国人材の受入・活躍推進プラン」と「高知県日本語教育の推進に関する基本的な方針」を統合し、日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）に規定されている「地方公共団体の基本的な方針」として位置付けます。あわせて「高知県元気な未来創造総合戦略」の関連計画として位置付けます。

3 策定方法

プラン策定にあたり、学識経験者、日本語教育指導者、関係団体、市町村、外国人県民で構成する「高知県多文化共生推進会議」において4回にわたり議論を重ねる中で、様々なご意見や、方向性について、ご提言をいただきました。

また、県民世論調査、外国人県民を対象にしたアンケート調査、パブリックコメントなど、幅広い方々からご意見をいただいたところです。[予定]

こうしたご意見等を反映し、より本県の実態に合ったプランとしました。

4 プランの期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

プラン中における「外国人」に関する言葉の定義

在留外国人：「出入国管理及び難民認定法」（入管法）に定められた在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人

外国人県民：本県に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子ども等、外国にルーツを持つ人も含めた者

外国人材：日本の労働市場において就労可能な外国人

外国人：日本の国籍を有しない者

外国人労働者：日本の国籍を持たない方で、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」以外の方の労働者

外国人児童生徒等：外国籍の児童生徒及び日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながりがある児童生徒

第2章 本県を取り巻く現状と課題

1 人口減少の現状

本県は、全国より15年先行して平成2年から人口が自然減となり、進学や就職などを理由とする社会減と相まって、令和元年には人口が70万人を割り込みました。令和7年現在、64.8万人まで減少しています。また、県の高齢化率は36.8%に達し、これは秋田県に次いで全国2位の高い水準です。加えて、令和6年の出生数は過去最低の3,108人となるなど、人口減少は深刻な状況です。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計（令和5年推計）では、令和32年に、人口が約45万人にまで減少するとともに、生産年齢人口は昭和60年のピーク時から約60%減少し、約20万人まで減少する見込みです。さらに、県内26市町村では、令和37年に生産年齢人口（15歳から64歳まで）が令和2年と比べて50%未満に減少するとされています。

2 雇用情勢と企業の人手不足感

県内の雇用情勢については、有効求人倍率が平成27年11月以降1倍を超えて推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に1倍を下回った時期もありましたが、現在も1倍以上で推移しています（図1）。また、企業の人手不足感は、令和7年10～12月期の「法人企業景気予測調査」において、従業員数判断BSIが全産業で20.0%ポイント「不足気味」となっており（図2）、同様に「全国企業短期経済観測調査（高知県分）」では、雇用人員判断D.I.が全産業で▲38%ポイント、令和8年3月の先行きについても▲42%ポイントとなっています（図3）。

このように、有効求人倍率や企業の雇用に対するマインド面からも、県内事業者の人手不足感が強まっていることが明らかです。

図1 高知県有効求人倍率等（季節調整値）の推移

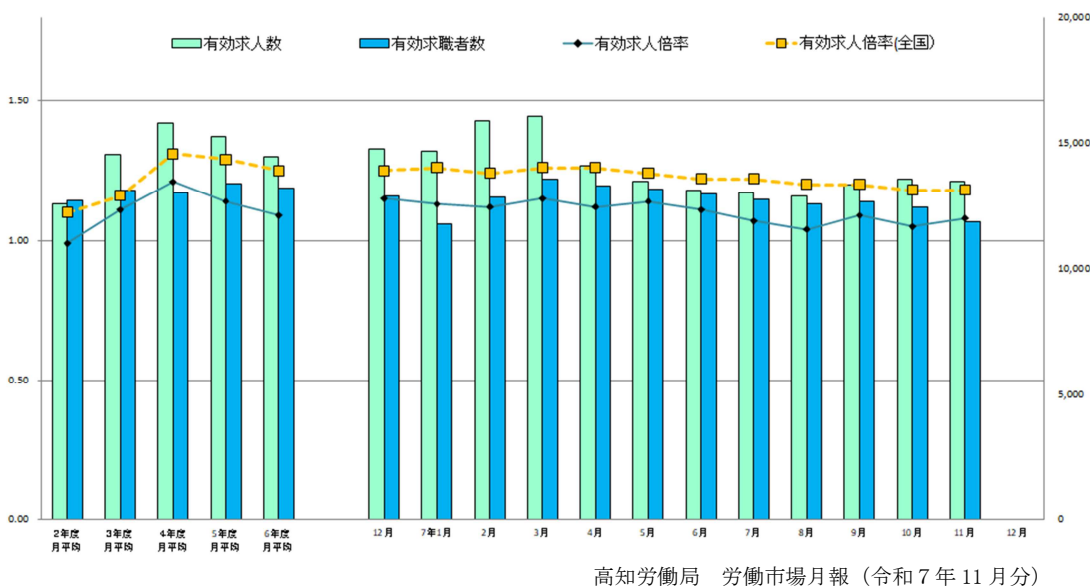


図2

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)〔原数値〕
(単位: %ポイント)

区 分	7年9月末 前回調査	7年12月末 現状判断	8年3月末 見通し	8年6月末 見通し
全産業	17.9	(20.0) 20.0	(16.8) 17.9	17.9
製造業	10.3	(12.8) 12.8	(17.9) 12.8	12.8
非製造業	23.2	(25.0) 25.0	(16.1) 21.4	21.4

(注) ()書きは前回調査時の見通し

出典：四国財務局高知財務事務所 法人企業景気予測調査（令和7年10～12月期）

図3

3. 雇用人員判断D.I. (%ポイント)

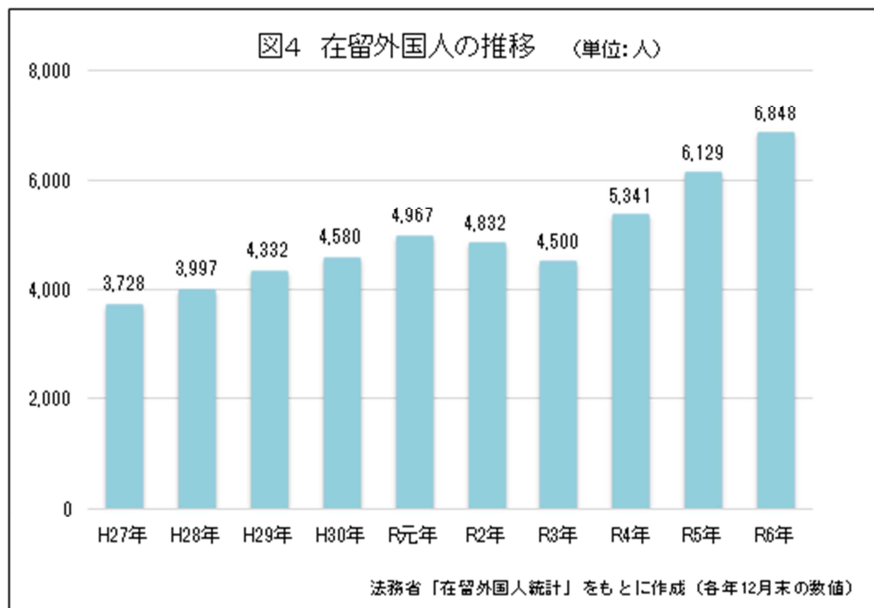
	2024/12月	2025/3月	6月	9月	(前回の 12月予測)	12月 最近	変化額	2026/3月 先行き	変化額
	雇用人員判断D.I. (「過剰」-「不足」)	▲ 31	▲ 34	▲ 33	▲ 35	(▲ 38)	▲ 38	▲ 3	▲ 42
製造業	▲ 15	▲ 19	▲ 22	▲ 22	(▲ 19)	▲ 25	▲ 3	▲ 28	▲ 3
非製造業	▲ 39	▲ 41	▲ 39	▲ 40	(▲ 45)	▲ 44	▲ 4	▲ 48	▲ 4

出典：日本銀行高知支店 全国企業短期経済観測調査（高知県分）（令和7年12月）

3 在留外国人の状況

(1) 本県の在留外国人の推移

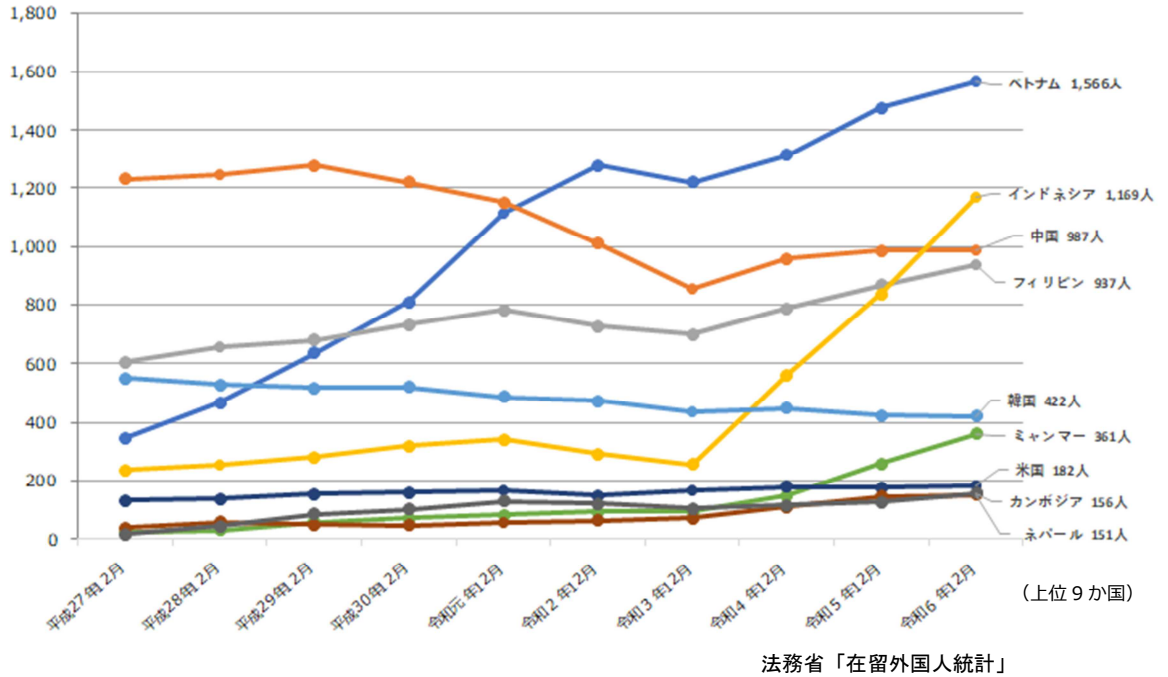
本県の在留外国人は、近年、増加傾向にあります。平成27年12月末から4年連続で増加し、令和元年12月末には4,967人になりました。その後、コロナ禍の影響等により、減少したものの、令和4年には入国制限の緩和により、増加に転じ、令和7年6月末には6,996人になりました。（図4）



(2) 本県の在留外国人の国籍構成の推移

最も多い国籍・地域は、令和元年までは中国でしたが、令和2年以降はベトナムとなっています。現在は、インドネシアやミャンマーなども増加してきており、全体的にアジアが多い傾向となっています。(図5)

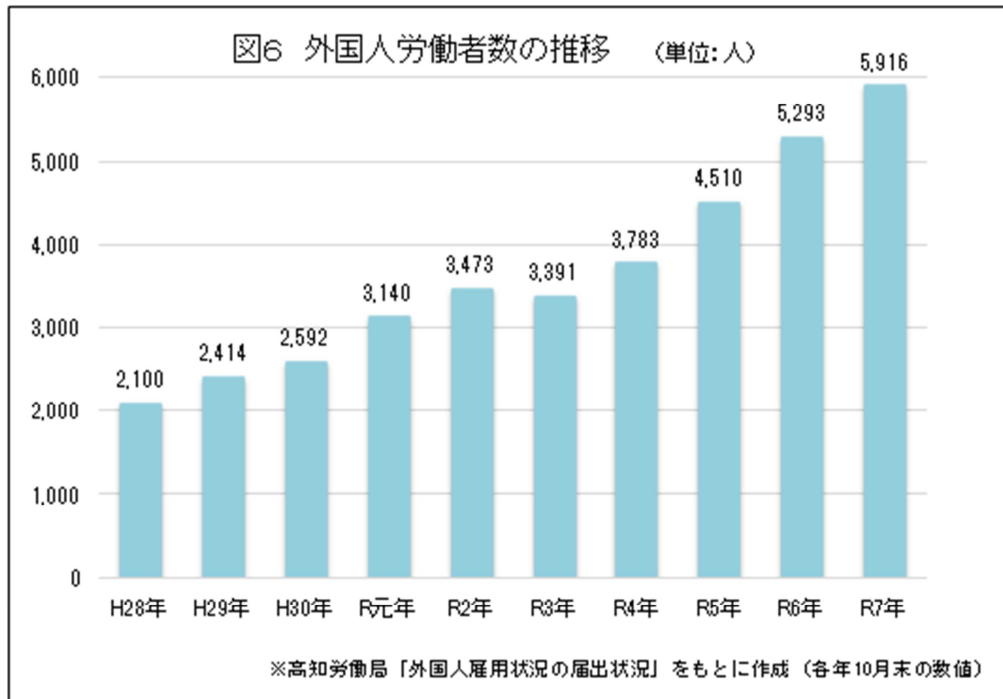
図5 在留外国人の国籍構成の推移 (単位:人)



(3) 外国人労働者の状況

ア 外国人労働者数

過去10年間の本県における外国人労働者数の推移を見ると、令和3年に新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、全体の傾向としては右肩上がり増加しており、令和6年10月末時点では過去最大の5,293人となっています(図6)。

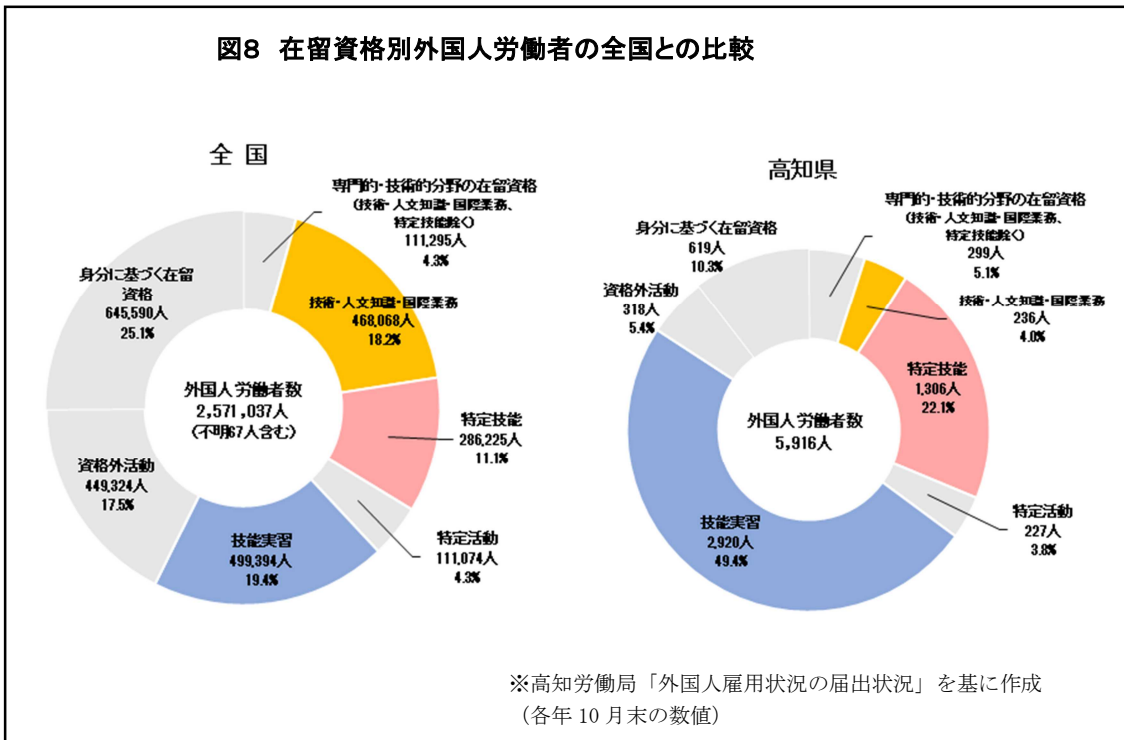
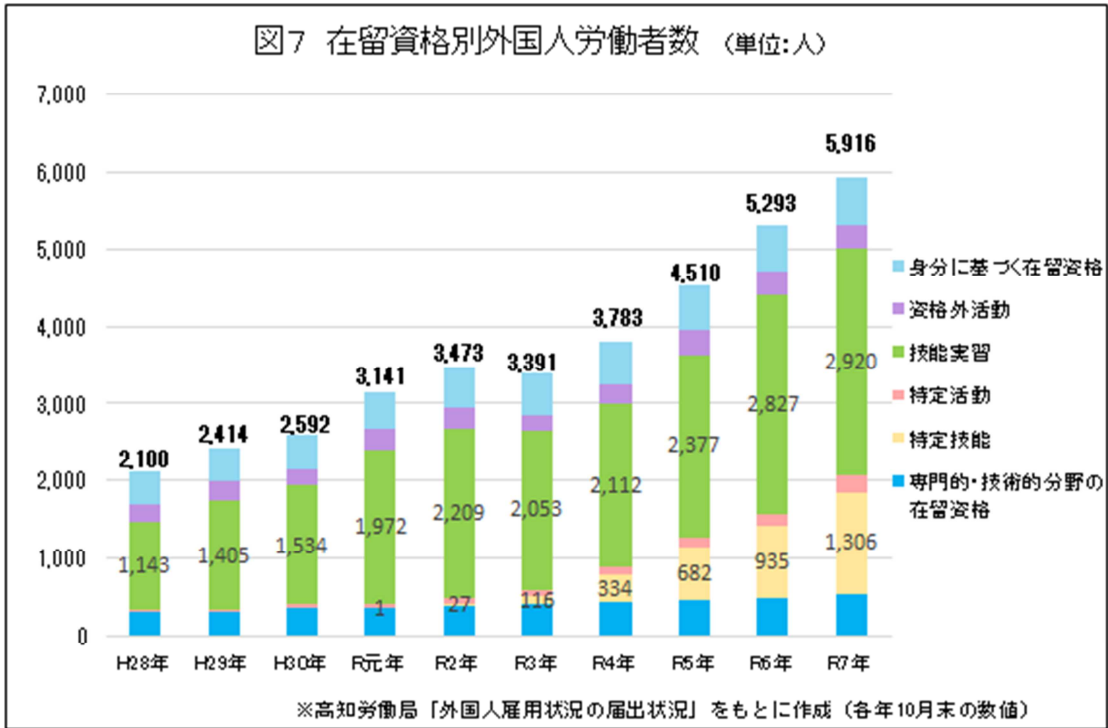


イ 在留資格別

令和7年の「技能実習」は、全体の49.4%(2,920人)と最も割合が高く、次いで「特定技能」が22.1%(1,306人)となっています(図7)。全国の「技能実習」の割合は19.4%であるのに対し、本県は外国人労働者の半数以上を「技能実習」が占めていることが大きな特徴です(図8)。

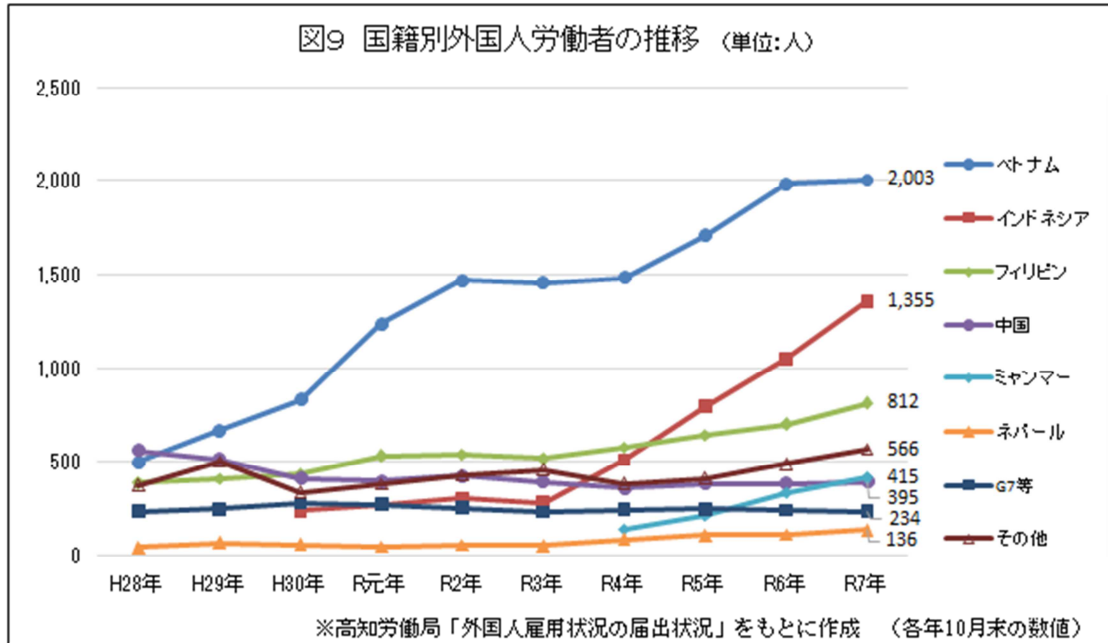
また、令和7年の「特定技能」は、対前年比39.7%増の1,306人と大幅に増加しています。近年、技能実習を終えた後、特定技能に移行する者が増えるとともに、特定技能の在留資格で入国する者が増えています。

高度外国人材として活躍が期待される「技術・人文知識・国際業務」の割合は、全国(18.2%)に比べて著しく低く、4.0%(236人)に留まっており、その人数は全国45位、割合は全国最下位となっています。(図8)。



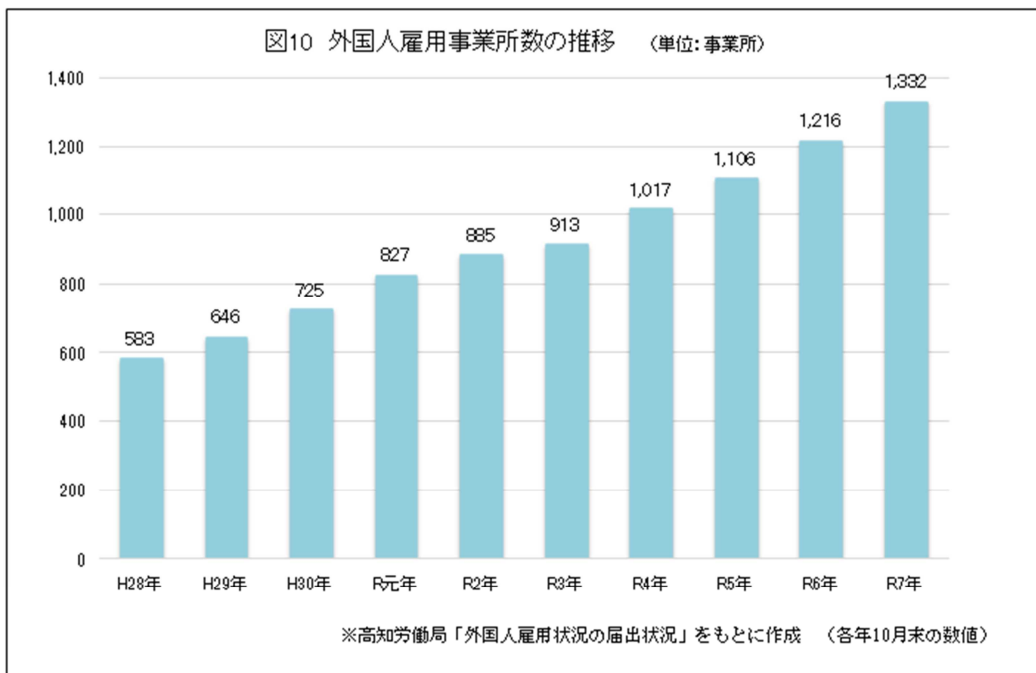
ウ 国籍別

令和7年の国籍別は、①ベトナム2,003人(33.9%)、②インドネシア1,355人(22.9%)、③フィリピン812人(13.7%)の順となっており、近年は、インドネシアやミャンマーからの受け入れが増加しています(図9)。



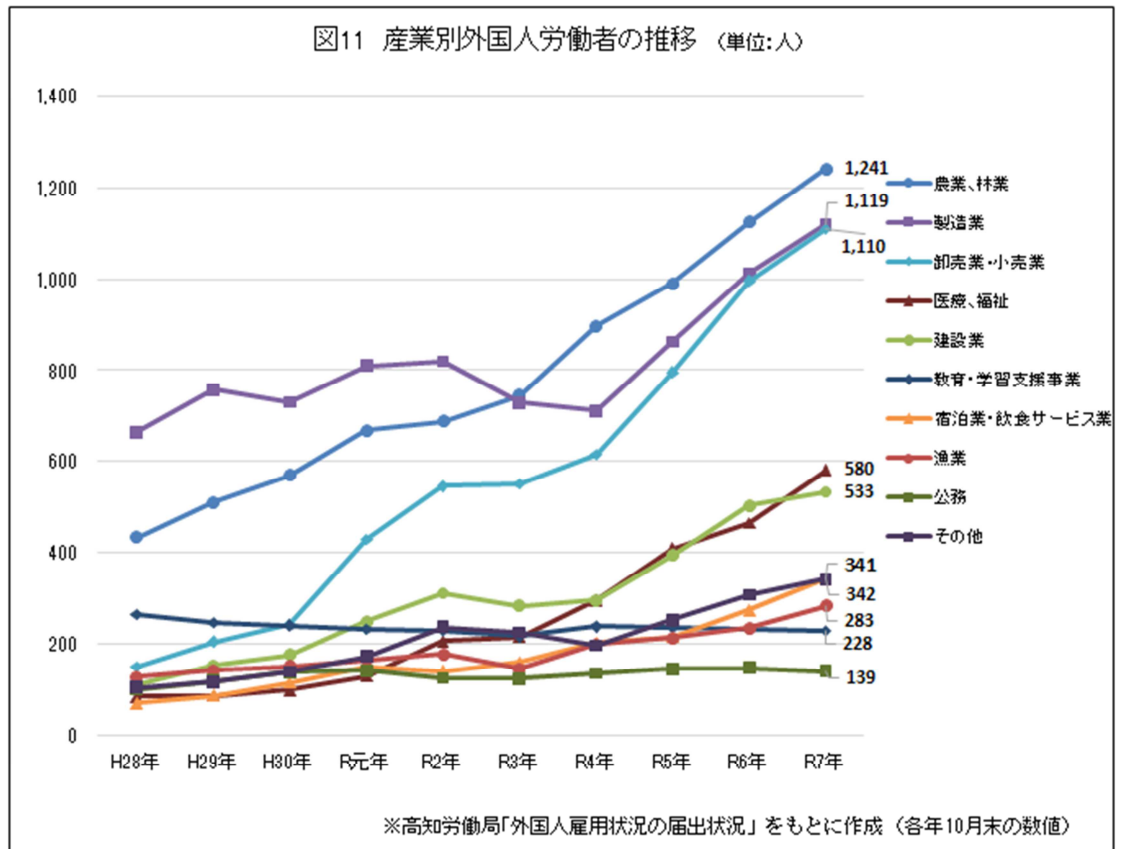
エ 県内事業所における雇用状況

令和7年の外国人労働者を雇用している事業所数は、1,332か所(前年同期比116か所9.6%増)で(図10)、10年前(H28=583)と比べると2.3倍に増加しています。深刻化する人手不足を背景に事業者が外国人を雇用するニーズが高まっていることがうかがえます。



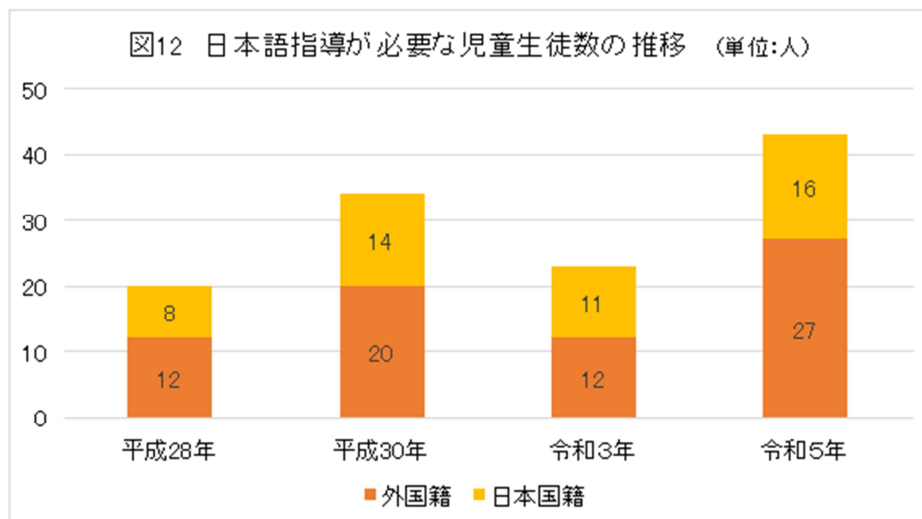
オ 産業別

令和7年の産業別は、①農林業（1,241人、21.0%）、②製造業（1,119人、18.9%）、③卸売業・小売業（1,110人、18.8%）となっています（図11）。次いで多い医療・福祉（580人）や宿泊業・飲食サービス業（342人）分野では、ここ数年で大きく増加しています。全国では、①製造業24.7%、②その他サービス業15.2%、③卸小売業13.3%となっており、一次産業のウエイトが高い本県の産業構造が反映されています。



(4) 日本語指導が必要な児童生徒数の推移

高知県での日本語指導が必要な児童生徒の人数は、令和3年にコロナ禍の影響等により、減少したものの、令和5年には合計43人と過去最高の人数となっています。(図12)



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」

4 外国人県民を取り巻く環境と実態等

外国人県民を取り巻く環境や実態を把握するため、県民世論調査と外国人県民向けアンケート調査を実施し、県民の多文化共生に対する認知度と、外国人が身近に増えることについての意見を調査しました。

(1) 令和7年度県民世論調査の結果

実施時期：令和7年7月28日～8月25日

調査対象：県内全域の満18歳以上の県民3,000人（各市町村の「選挙人名簿」より）

回答者数：1,536人

分析と考察

「多文化共生」という言葉の認知度は、全体の72.4%に達しており、一定の認知があることがわかります。しかし、「聞いたことはあるが意味は知らない」という回答者が37.3%を占めており、認知されているものの、言葉の理解には至っていない層が存在することがわかりました。

「県内に住む外国人が年々増加していることについて、あなたはどのように感じていますか」という問いでは、「好ましい」204人（13.3%）、「どちらかといえば好ましい」445人（29.0%）を合わせて肯定的な意見は42.3%でした。「好ましくない」111人（7.2%）、「どちらかといえば好ましくない」257人（16.7%）を合わせて否定的な意見は24.0%でした。「どちらともいえない」501人（32.6%）でした。（回答者1,536人）

「外国人が身近に増えることについてどのような変化があると思いますか」という問いでは、最も多い回答が「人手不足の解消に繋がると思う」59.0%（906人）という経済・労働力確保面の肯定的な内容となった一方で、2番目に多い回答は「言葉や文化の違いによるトラブルが心配だと感じる」48.3%（742人）と否定的な回答でした。このことから、外国人が増加していることについて、肯定的な意見と否定的な意見の両方が見受けられました。

これらの結果から外国人が増えていることの背景や実態を正確に情報提供するとともに、「多文化共生」の取組の必要性について周知を図ることが重要であると考えられます。

(2) 外国人県民へのアンケート調査の結果

実施時期：令和7年8月22日～10月4日

調査対象：外国人県民

実施方法：webアンケート

回答総数：142人

実施言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語

回答者の在留資格別

回答者 142 人の内訳は、特定技能 56 人、技能実習 32 人、留学 36 人、永住者 5 人、特定活動 4 人、日本人の配偶者 3 人、技術・人文知識・国際業務 2 人、家族滞在 1 人、不明 3 人でした。

分析と考察

病院受診で困った内容に関する項目では、「自分の症状に合う診療や治療を受けられる病院がどこにあるか分からなかった」31 人 (21.8%)、「病院で症状を正確に伝えられなかった」31 人 (21.8%)、「言葉が通じる病院がどこにあるか分からなかった」30 人 (21.1%)、「病院の受付でうまく話せなかったり、病院の書類が読めなかったり、書けなかったりした」24 人 (16.9%) など、受診上の困難があることが分かりました。(複数回答可。回答者 142 人)

過去 1 年間で災害時に困った内容に関する項目では、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」、「避難場所が分からなかった」、「警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため災害情報の入手方法が分からなかった」「避難後の支援策があっても、利用方法・申請方法が分からなかった」の選択者数は約 15% (21-22 人) で最も多くなりました。

これらの結果から医療に関しては、各診療科が対応する病状の例示、多言語対応可能な病院の周知、医療通訳ツールの周知が必要であると考えられます。また防災に関しては、県の多言語防災アプリの周知、外国人県民と日本人県民と一緒に防災訓練を行うことで災害時の避難場所の理解や避難所での支援等について理解を深めていくことが重要であると考えられます。

(3) 地域日本語教育実態調査

実施時期：令和 4 年 6 月 17 日～7 月 15 日

調査対象：外国人県民 1,585 人

回答総数：633 人

実施言語：やさしい日本語、英語、ベトナム語、中国語

分析と考察

日本語の習得度について実施したアンケートでは、「ほとんど自由に話せる」は 5.1%と少なく、「仕事での会話ができる」28.1%、「簡単な会話ができる」37.8%、「少しだけ話せる」31.3%という結果でした。また、「ほとんど話せない」が 6.5%と、少なからずいることも分かりました。(複数回答可)

このことから、日本語学習への支援とともに、多言語対応、やさしい日本語でのコミュニケーションが必要と考えられます。

第3章 基本理念と施策の方向性

この章では、本プランの期間（令和8年度から令和11年度）における方向性を記載しています。具体的施策については、毎年度、有識者会議（高知県多文化共生推進会議）での意見を踏まえ、予算化のうえ実行していきます。

1 基本理念

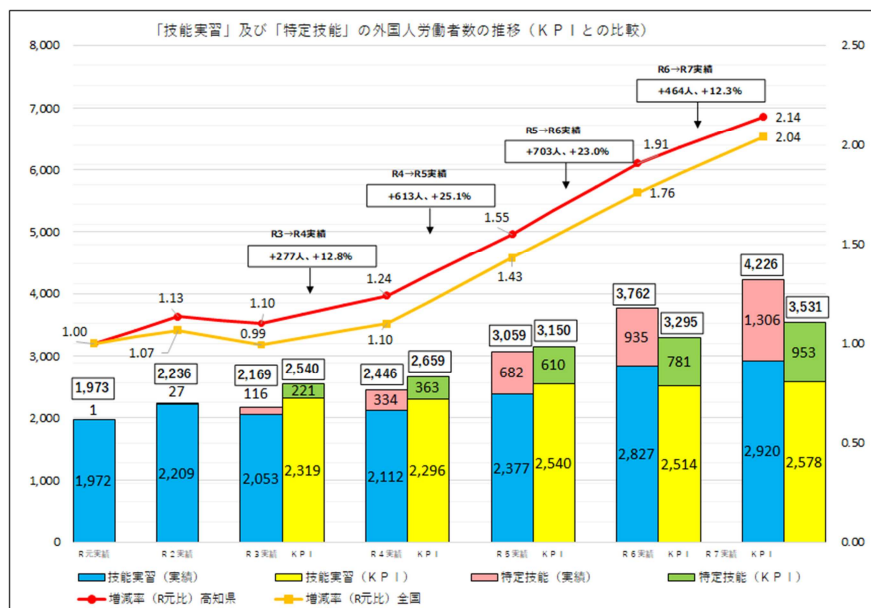
外国人県民と日本人県民が互いに理解し、尊重し合い、共に活躍できる地域となることで、元気な高知県をつくる

基本理念に掲げる社会は、短期間で実現できるものではなく、その時々状況や課題を踏まえながら、県庁内の関係部署や市町村、関係機関などが一体となって取り組むことが必要です。基本理念の実現に向け、外国人県民が「暮らしやすい」「働きやすい」「学びやすい」環境を整備するとともに、外国人県民と日本人県民が文化や習慣を互いに理解、尊重し合い、共に活躍できるような地域づくりを進めることにより、外国人に“選ばれる高知県”を目指します。

2 プラン達成のためのKPI（評価指標）

- (1) 県内で就労する「技能実習」及び「特定技能」の外国人労働者数4,000人（令和9年度末）※高知県元気な未来創造総合戦略及び第5期高知県産業振興計画に掲げている目標値

「第2期 高知県外国人材受入・活躍推進プラン」におけるKPIは、県内で就労する在留資格「技能実習生」及び「特定技能」の合計人数を令和9年度に4,000人以上とする中、令和7年度は、4,226人と、+695人（達成率119.7%）となったため、本プランにおけるKPIを令和9年度は4,800人と上方修正するとともに、令和11年度は5,600人以上に上方修正することとしました。



(2) 「多文化共生」の意味も含めた認知度 70%

県民世論調査で「多文化共生の意味を知っている」と回答する人の割合を70%にすることをKPIに設定します。この目標に向けて、県民への広報活動や教育啓発活動の強化が重要です。令和7年度調査における言葉の認知度72.4%の中には、聞いたことはあるが意味は知らない層が約半数存在している(37.3%)ため、さらなる理解促進を図ることが求められます。

3 施策の基本的な考え方と具体的な取組

柱Ⅰ 外国人材の受入促進

【現状と課題】

外国人材の受け入れは、県内事業者における人手不足解消に向けた有効な対策の一つとなるため、優秀な人材の受け入れと定着の促進が必要です。

【施策の方向性】

MOU（※）締結地域等からの着実な人材受入の流れをつくるなど、既存の関係の強化と、様々なチャンネルを活かした新たな有望国・地域の開拓を進めます。

（※）人材交流に関する覚書

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 人材送り出し国の確保 ア MOU締結地域等から着実な人材の受け入れの流れをつくる (ベトナム：ラムドン省、インド：タミル・ナド州、ナガランド州等) ・来日前に本県の産業や方言を学ぶための学習施設の認定 (インド：タミル・ナド州：R6・3施設、ナガランド州：R7・1施設) イ その他の国や地域の開拓 ・大使館や現地政府、関係機関の情報を基に、新たな国や地域、送り出し機関等の開拓	・県内で就労する「技能実習」及び「特定技能」の外国人労働者数 4,226人	・県内で就労する「技能実習」及び「特定技能」の外国人労働者数 5,600人
(2) 雇用促進 ア 外国人材の雇用に係る相談体制の整備 ・外国人材雇用相談窓口（ふおれこ）の開設（R7.4） イ 事業者の採用活動等の支援 ・事業者における採用機会を確保するため、現地視察等において外国人材との面談や採用の場を設定 ・（介護）海外での人材確保に向けた広報や渡航費等への支援 ・（介護）介護施設が行う留学生に対する奨学金事業への支援 ウ 事業者の受入時の支援 ・外国人材を初めて雇用する事業者やMOU締結地域から初めて受け入れる事業者に対する支援 エ 雇用に係る制度等の理解促進 ・雇用に係るセミナーや研修会の開催 ・雇用に係るノウハウをまとめたガイドブックや雇用事例集の作成・配布 ・交通事業者への外国人材の受け入れに向けた機運醸成及び受入促進		

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
<p>(3) 受入体制の整備</p> <p>ア 技能実習（育成就労制度を見据えた受け入れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の入国後講習施設整備の支援 ・（林業）林業大学校での林業技能士の資格取得に向けた研修会の開催 <p>イ 特定技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語試験等の受験を支援する事業者への支援 <p>ウ 高度外国人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用セミナーの開催 ・合同企業説明会（交流会）や企業訪問ツアーの開催 ・県内高等教育機関と協定を締結している海外大学等からインターンシップを受け入れる事業者への支援 		

【現状と課題】

市町村での地域日本語教室開設は一定進んできたものの、学習者が継続して参加していないことや、事業者の日本語学習に対する意識のばらつきが課題です。また、やさしい日本語（※）の周知も行き届いていない状況です。今後は、やさしい日本語の周知や、日本語教育従事者の能力向上を図るなど、地域ごとの差を解消する必要があります。

(※) 日本語を母語としない外国人など、日本語の理解やコミュニケーションに何らかの困難を抱えている人のために配慮された日本語表現のこと

1 日本語学習支援【日本語教育の推進に係る基本的な方針】

【施策の方向性】

外国人県民の日本語学習ニーズを把握し、地域に応じた支援体制を整備するとともに、事業者が実施する日本語教育への支援について検討していきます。

日本語学習機会の拡充については、地域日本語教室をはじめ、オンライン教材の活用により時間や場所を問わず学べる環境を提供します。

また、日本語学習に従事する人材の能力向上と裾野の拡大を目指し、地域日本語総括コーディネーターを中心に人材育成を進めます。加えて、令和6年に新たに国家資格となった「登録日本語教員」制度を広め、有資格者の増加を図ります

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
<p>(1) 日本語教育の機会の充実</p> <p>①地域に住む外国人県民の日本語学習に対するニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室未開設の市町村に対するニーズ調査など、日本語学習機会の充実に向けた支援 <p>②地域日本語教室の活用周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の外国人材を雇用する事業者や外国人県民へ広報媒体（ホームページやSNS等）を通じた地域日本語教室の周知 <p>③時間・場所にとらわれず日本語を学習できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習eラーニング利用者の優良活用事例を横展開するなど事業者等への活用促進 ・日本語教育を推進する事業者等に紹介可能な日本語教育有資格者の掘り起こし <p>(2) 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上及び裾野拡大</p> <p>①県に配置する地域日本語総括コーディネーターを中心とした地域日本語教室開設と継続運営のための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に配置する地域日本語総括コーディネーターを中心とした地域日本語教室開設に向けた人材の養成や教室を継続運営するためのフォローアップ研修の実施 <p>②新たな国家資格者「登録日本語教員」制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に制定された法律に基づき、今後育成就労制度や外国人児童生徒等に対する教育を担うことが予想される「登録日本語教員」制度を周知し、有資格者の増加を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人県民100人以上の市町村での地域日本語教室開設 84.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人県民100人以上の市町村での地域日本語教室開設 100%

2 多言語表記、やさしい日本語の普及啓発

【施策の方向性】

外国人県民が地域社会で安心して生活できるよう、行政サービスや生活情報を多言語で提供する体制を整備します。また、市町村はじめ医療や福祉、学校など様々な分野や場所でのやさしい日本語の普及を通じて、県民への理解と啓発を進めます。これらにより、多言語表記やさしい日本語の表記が広がることを目指します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 行政・生活情報等の多言語による提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が外国人県民に対して生活に必要な情報を提供できるよう、多言語「ウェルカムパッケージ」(※)の整備 (※) 本県で生活するために必要な手続きや生活に関する情報をまとめた資料のこと 	—	・外国人県民 100人以上の 市町村での 「ウェルカム パッケージ」 活用 100%
(2) 市町村の転出入窓口でのやさしい日本語採用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 市町村や関係機関等でのやさしい日本語の活用や多言語化の促進 県民へのやさしい日本語の普及啓発 		
(3) 様々な分野や場所でのやさしい日本語の普及 <ul style="list-style-type: none"> 市町村、医療、福祉、学校等を対象にしたやさしい日本語研修の実施 		
(4) 県民に対する多言語表記及びやさしい日本語の周知 <ul style="list-style-type: none"> 広報媒体等を活用した周知やセミナーの開催による啓発 		

柱Ⅲ 外国人県民の生活支援

【現状と課題】

医療・教育・防災など外国人県民が生活するうえで必要な支援体制が十分でない状況です。特に、相談窓口や居住支援、医療受診への支援の充実が求められます。また、事業所における生活・就労・学習環境づくりの促進も必要です。

1 相談体制の充実

【施策の方向性】

外国人県民が相談しやすい環境を整備するため、外国人生活相談センター（通称：ココフォーレ）を中心に、市町村との連携強化や出張相談会の実施を進め、相談受付体制の拡充を目指します。また、外国人県民のニーズに基づくガイダンスやセミナー等を開催します。こうした機会を通して相談窓口の周知につなげます。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人県民が相談しやすい窓口の運営 <ul style="list-style-type: none"> 外国人生活相談センターの運営 市町村に対する相談受付のノウハウの提供や外国人県民が困っていることについて知ってもらう場の設定 外国人生活相談センターによる出張相談会の開催及び開催市町村の新規開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会の実施 3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会未実施の市町村も含めた出張相談会の実施 3回/年

2 居住環境の整備

【施策の方向性】

外国人県民が安心して住める環境を整えるため、外国人であることを理由に入居を拒まれることのない住宅の制度周知を進めるとともに、不動産関係事業者への多文化共生施策の理解促進を図ります。また、入居時に日本の生活ルールを周知することにより、円滑な生活のスタートを支援します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人県民が入居可能な住宅の確保 <ul style="list-style-type: none"> 物件所有者に対するセーフティネット住宅の制度(※)の周知 (※「住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件」として、家主が自主的に都道府県等に登録するもの) 不動産関係事業者に対する多文化共生施策の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット住宅の登録戸数：4,144戸 	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット住宅の登録戸数：300戸(令和12年度末) ※令和8年度に行う高知県住生活基本計画の中間見直しを受けKPIを更新予定 外国人県民100人以上の市町村での「ウェルカムパッケージ」活用100%【再掲】
(2) 外国人県民の居住生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民に向けた入居時の日本の生活ルールの周知 		

3 医療・保健・福祉など公的サービスの提供

【施策の方向性】

外国人患者が医療サービスを平等に受けられるよう、医療通訳サービスの充実と周知を進めます。また、妊産婦や乳幼児向けの健診時に通訳支援を提供し、外国人県民が安心して健康管理を行うことができる環境を整備していきます。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人患者の診療体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> 外国人患者の受入に向けたサービスの周知を行い、外国人県民が日本人と同じように必要なサービスを受けられる環境づくりを進める 医療機関受診時に活用できる利用料無料の医療通訳サービス（AMDAなど）の外国人県民への多言語周知 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報ネットに登録されている病院のうち、通訳サービスやアプリの活用により外国語対応が可能な病院：61.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報ネットに登録されている病院のうち、通訳サービスやアプリの活用により外国語対応が可能な病院：80%以上
(2) 妊産婦・乳幼児対象の健診受診時の支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村行政による対応力の強化 		

4 事業所における「暮らしやすい」、「働きやすい」、「学びやすい」環境づくり

【施策の方向性】

事業所で働く外国人材が就労の場や生活の場で困らないよう、事業者が行う環境整備に対して支援していきます。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 「暮らしやすい」、「働きやすい」、「学びやすい」環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 「こうち外国人材優良サポート認証」(※)取得事業者の増加に向けた事業者への呼びかけや広報の強化 (※)外国人材が「働きやすい」だけでなく、「暮らしやすい」「学びやすい」環境整備に取り組む事業者を認証する制度 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち外国人材優良サポート認証」取得事業者：34事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち外国人材優良サポート認証」取得事業者：180事業者
(2) 「暮らしやすい」環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 技能実習や特定技能の外国人材の住宅改修を行う事業者等への支援 		
(3) 「働きやすい」環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 技能の取得や日本語学習などのスキルアップを行う事業者への支援 県立高等技術学校における通訳者付き在職者訓練の実施 (介護)多言語対応の介護記録ソフトや翻訳機等の導入支援 (農業)品目ごとの農作業マニュアルの作成 (林業・木材産業)安全対策や社宅等の整備を行う事業者への支援 		

<ul style="list-style-type: none"> ・（建設業）働き方改革等支援アドバイザー派遣による雇用環境改善等の課題解決の支援 		
<p>(4) 「学びやすい」環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育を推進する事業者等に紹介可能な日本語教育有資格者の掘り起こし【再掲】 ・（漁業）外国人漁業研修センターが実施する陸上講習（日本語教育、生活習慣、文化体験や地域交流等）及び運営の支援 		

5 災害の情報発信・支援等の充実

【施策の方向性】

防災知識の普及と災害時の支援体制強化に向け、外国人県民への防災アプリの周知と防災訓練の参加を促進します。さらに、災害時における迅速な支援を実現するため、高知県災害多言語支援センターと市町村災害対策本部の連携強化を進めます。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
<p>(1) 防災知識の普及啓発</p> <p>外国人県民の防災知識の普及や防災訓練への参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応している防災アプリの周知 ・外国人県民等に向けた防災セミナーの実施や市町村・自主防災組織に対する働きかけや情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・県防災アプリ（多言語）の登録者総数 1,372人 	<ul style="list-style-type: none"> ・県防災アプリ（多言語）の登録者総数 4,000人
<p>(2) 災害時の支援体制の整備</p> <p>高知県災害多言語支援センターと市町村災害対策本部との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県災害多言語支援センターの活動や役割についての市町村に対する周知 		

6 防犯・交通安全対策の推進

【施策の方向性】

外国人県民への防犯・交通安全に関する啓発を強化するため、生活ルールや交通ルールの理解を深める機会を充実させます。さらに、ウェルカムパッケージを通じて、外国人が日常生活で直面する安全に関する情報を分かりやすく伝える仕組みを整備します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人県民への防犯・交通安全に関する啓発の促進 ・外国人県民への防犯・交通安全に関する講座の開催 ・外国人向け生活オリエンテーション動画の周知やウェルカムパッケージでの交通ルール等の紹介	・防犯・交通安全教室実施人数 防犯教室年間 127人 交通安全教室年間 267人	・防犯・交通安全教室実施人数 防犯教室年間 200人 交通安全教室年間 200人

7 子育ての充実

【施策の方向性】

外国人県民家庭への通訳支援や保護者向けガイダンスを通じて、外国人県民家庭が地域社会に溶け込みやすい環境づくりを進めます。また、保育士や教育関係者の研修を通じて、異文化理解を深め、未就学児童の受け入れ体制を整備します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人生活相談センターによる外国人県民の保護者を対象にした教育ガイダンスの実施や保護者同士のネットワークづくりの促進 ・乳幼児健診、子育てに関する相談の場への通訳派遣 ・三者間電話通訳サービス(23言語)の活用	・親育ち・特別支援保育コーディネーター研修 会受講率：80%	・親育ち・特別支援保育コーディネーター研修 会受講率： 100%
(2) 日本語を母語としない未就学児童の保育園・幼稚園での受入支援 ・保育所・幼稚園等に対する外国人家庭への関わり方に関するガイドライン等の情報提供 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターに対する研修の実施やコーディネーター同士の情報共有の促進		

8 教育の充実

【施策の方向性】

日本語指導が必要な児童生徒への支援を強化するなど、外国人児童生徒等が学びやすい環境を整備します。学校教育現場では、支援ノウハウなどの情報共有を進め、個別対応を強化するとともに、教員の指導力向上を目的とした研修を実施します。これにより、多文化共生の理念が教育現場に浸透し、異なる文化への理解と共感へつなげます。また、子育て世代や学校等を対象に参加型の学習の場を提供し、共生の意識を広めていきます。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 県立夜間中学校・県立高等学校における日本語指導が必要な児童生徒に向けた学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級の継続的な広報・周知 ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「多文化共生コース（仮称）」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化共生コース（仮称）」を令和10年度に開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化共生コース（仮称）」を令和10年度に開設
(2) 日本語指導が必要な児童生徒に対する学校教育現場での支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校関係者が情報共有できる連絡協議会の設置 ・外国籍の児童生徒の受入に関する個別相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入100%
(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対し日本語指導ができる教員の資質・能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン等による相談体制整備や日本語指導に関する研修の実施 		
(4) 若者に対する多文化共生への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域等での多文化共生（出前）講座や国際理解講座等の実施 ・県内高校生の「探究型海外留学」を支援する事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化共生」の意味も含めた認知度35%【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化共生」の意味も含めた認知度70%【再掲】

【現状と課題】

県民や事業者に対して、外国人材が増えている背景やその活躍の実態を十分に伝えきれていないことが課題です。また、外国人県民と日本人県民との橋渡し役となる人材が不足しており、外国人県民が地域で活躍できる機会も限られています。このような現状を改善するためには、外国人材をはじめとする外国人県民に対する理解を深め、地域全体での積極的な支援と活躍の場づくりを進める必要があります。

1 地域住民との交流の場の充実

【施策の方向性】

日本人県民と外国人県民の相互理解を深めるため、交流の場づくりや地域活動への積極的な参加を進めることが重要です。

具体的には、地域での交流イベントや市町村主催の交流活動に対する支援を強化し、参加を促進することで、多文化共生の意識を高め、地域全体での共生社会の実現を目指します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 多文化共生の機運を醸成するためのイベントの充実 ・高知県国際交流協会による「国際ふれあい広場」の開催 ・高知県国際交流協会による民間団体が取組む多文化共生の活動に対する助成	・多文化共生社会推進事業費補助金活用市町村：4市町村	・多文化共生社会推進事業費補助金活用市町村：34市町村
(2) 市町村が実施する交流の場づくりへの支援 ・補助金による市町村における交流の場づくりへの支援		

2 多文化共生推進のための意識の醸成

【施策の方向性】

県広報媒体や講座を通じて、多文化共生に対する地域全体での理解を深めます。また毎年11月を多文化共生月間と位置づけ、広報強化を図ります。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 「多文化共生月間(11月)」による広報啓発活動の強化	・「多文化共生」の意味も含めた認知度 35%【再掲】	・「多文化共生」の意味も含めた認知度 70%【再掲】
(2) 事業者や教育現場、県民に向けた啓発活動の促進 ・県広報媒体等(SNSを含む)を使った多文化共生の広報 ・子育て世代など新たな層を対象とした親子で学ぶ多文化共生(出前)講座等の実施		

3 多文化共生を担う人材の掘り起こし・育成

【施策の方向性】

多文化共生社会の実現には青年団等の既存の地域団体の協力はもとより、地域の外国人県民と日本人県民の橋渡し役となる人材の育成が重要です。これにより、地域で活躍できる多文化共生の担い手を育て、共生社会の基盤を強化します。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 外国人県民をサポートし、地域と繋ぐ役割を担う人材の育成 ・多文化交流サポーター（仮称）制度の導入に向けた検討、制度の運用	—	・外国人県民 100人以上の市町村でサポーターを登録

4 地域住民との連携・協働による地域活性化の推進

【施策の方向性】

住民同士の積極的な連携・協働を通じて、外国人県民が地域の防災やまちづくりに参画する機会を増やすことで、地域社会における共生と活性化を図ります。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 自主防災訓練等への参加をきっかけとした地域活動への参画促進 ・地域防災訓練への外国人県民の参加を促進するための自主防災組織を対象としたセミナー等での啓発	・多文化共生社会推進事業費補助金活用市町村：4市町村 【再掲】	・多文化共生社会推進事業費補助金活用市町村：34市町村 【再掲】
(2) 県政や多文化共生のまちづくりへの外国人県民の参画促進 ・多文化共生を推進するための会議への外国人県民参加の促進		

5 留学生の地域への定着促進

【施策の方向性】

留学生が地域で定着するためには、地域社会との積極的な交流を促進し、留学生が地域に愛着を持てる環境を整えることが重要です。また、奨学金制度を通じて、留学生が地域に根つきやすい経済的な支援体制を構築することも重要です。

具体的施策	K P I	
	令和7年度 (12月末時点)	令和11年度末
(1) 地域社会との交流に根ざした留学生の地域への定着促進 ・外国人留学生を支援する団体（学校を含む）と連携した地域に愛着を持ってもらうための取組の検討	—	・外国人留学生を対象として地元定着に向けた取組への広報支援 年1回以上

第4章 推進体制

多文化共生社会を実現するためには、国・県・市町村、国際交流・協力団体や学校、事業者がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働を図ることが必要です。各主体の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていきます。

1 行政の役割（県・市町村・学校）

県

本県の多文化共生の方針の明示と周知、浸透に努め、本プランに基づく具体的な施策実施を推進していきます。推進にあたっては、県庁職員の多文化共生に対する意識改革に向けた啓発を実施するとともに、教育・労働・福祉など多分野にまたがることから、各部局と連携して取り組みます。

また、国や他自治体等の情報を収集し、県民及び市町村や事業者、関連団体等に情報発信するとともに、多文化共生の取組の重要性について、県民へ周知します。

外国人材の受け入れと定着に向けた事業者のニーズを踏まえた取組へのサポートをはじめ、県内の多文化共生に関わる様々な団体と連携・協働します。

市町村に対しては、情報共有や財政支援等により、市町村主体の多文化共生施策を促進し、市町村単独では対応が困難な広域的な課題の解決に向けて積極的に取り組みます。

市町村

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて最も重要な主体です。地域における外国人県民の現状を把握し、外国人県民が適切に行政サービスを受けられるよう、庁内横断的な体制を整備することが求められます。

地域住民の多文化共生に向けた意識醸成を図り、外国人県民と日本人県民が共に参加・活躍できる地域づくりを推進することが求められます。

地域社会で重要な役割を果たす町内会・自治会など多様な主体との連携・協働のため、地域リソースを的確に把握するとともに、関係者同士の情報共有・協議の場を設けるなどの取組が求められます。

学校

日本語教育を必要とする外国人児童生徒等に対し、必要な教育環境を整備することが期待されます。

外国人児童生徒等及び日本人児童生徒に対し、異文化理解・多文化共生の考えに基づく教育を推進することが期待されます。

留学生が在籍する専門学校・大学等においては、地域や企業等と連携して、学生の地域社会への参画を進め、交流機会を確保することで、多様性を尊重する地域社会づくりに貢献することが望まれます。

2 公益財団法人 高知県国際交流協会

多文化共生に関する専門性や経験を生かして、地域の多文化共生や国際交流の推進に向けた情報やノウハウの提供を行うとともに、民間団体間の相互交流

や在住外国人及び事業所からの相談対応等の支援が期待されます。

3 事業者の役割

外国人材の受け入れは、事業者における人手不足の解消につながることはもとより、事業規模の拡大や新たなイノベーションが生まれてくる可能性があります。このため、受け入れ事業者は、就労環境や生活環境の整備をはじめ、お互いの価値観や異文化を理解する環境づくりや、外国人材が地域社会に溶け込めるよう、取り組むことが期待されます。

4 県民の役割

全ての県民が国籍に関わらず、共生できる社会を築くためには、お互いを尊重し、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れることが重要です。そのため、日本人も外国人も、県民一人ひとりが、地域や学校、職場での交流や、やさしい日本語によるコミュニケーションなどを通じて、多文化共生社会を共に創る当事者としての意識を持つことが期待されます。

5 国に求める役割

- ・ 育成就労制度及び特定技能制度について
地方の人材不足が深刻化する中、育成就労制度については、国と地方の適切な役割分担のもと、各地域の実情を踏まえた制度設計と運用が重要です。どのような外国人材をどの程度受け入れるのか、また受け入れ後に進めるべき共生施策について、客観的なデータに基づく整理と、国民的な合意形成が期待されます。
- ・ 外国人の受入環境整備について
外国人の受け入れに当たっては、国、自治体、事業者がそれぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが求められます。特に、自治体や事業者の枠を超えて対応すべき課題については、国が主体となって制度設計や運用、必要な財源措置等が期待されます。
- ・ 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について
育成就労制度への円滑な移行や外国人の受入環境整備を着実に進めるため、外国人の受入及び多文化共生施策の根幹となる基本法の早期制定と、国全体を俯瞰して調整を行う司令塔となる組織の設置が期待されます。

6 推進体制

以下の会議などにより、関係機関等がそれぞれ情報交換等を行いながら多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

なお、本プランに掲げる施策の取組状況については、高知県多文化共生推進会議などでの意見や評価を得ながら、高知県外国人材活躍・多文化共生推進庁内会議でフォローアップを行います。

- 高知県外国人材活躍・多文化共生推進庁内会議
副知事を議長として、各部局等の副部長級で構成する庁内会議を開催し、プランに基づく施策にかかる取組状況の確認や各部局間の連絡調整等を行います。
- 高知県多文化共生推進会議
学識経験者や学校教育関係者、外国人や事業主の支援を行う団体の関係者、外国人県民等の各分野の有識者から、プランに掲げる施策の取組状況や多文化共生推進施策についての意見をいただきます。
- 市町村多文化共生担当課長会
県・市町村が連携し、多文化共生推進に向けた取組を進めます。
- 関係団体との意見交換
外国人や事業主の支援を行う団体等との意見交換会等を実施し、関係機関と連携しながら、情報共有を進めます。